

納期内に納めましょう

収納課 ☎(88)9126

皆さんが納めている税金などは、社会福祉の充実や文化・教育の振興、ごみ処理、防災活動など、日々の生活を支える行政サービスに欠かせません。納期限を過ぎると、督促状の発送などの経費が掛かります。市税などを有効に活用するため、納期内の納付を守りましょう。

手軽な6つの納付方法

納付書裏面に記載の場所で納付するほか、次の方法があります。

市税等セルフレジでの納付

（市役所1階ATMコーナー内）セルフレジに納付書を挿入し、現金を入金することで納付できます。非対面での納付は、感染対策としても有効で、窓口での待ち時間も無いため、快適に利用できます。

コンビニ納付

バーコードが印字されている納付書は、全国のコンビニエンスストアで納付できます。

スマホアプリでの納付

スマートフォン決済アプリを利用し、納付書に印字されているバーコードを読み取ること

クレジット納付

パソコンやスマートフォンから「FIREG.II 公金支払い」のポータルサイトへ接続し、クレジットカードで納付できます。

口座振替

納め忘れを防ぐため、口座振替を推進しています。自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末などでも口座振替のオンライン申請手続きができますので、ぜひご利用ください。

地方税お支払サイトでの納付

地方税共同機構で運営するサイトでは、パソコンなどから、法人市民税、市県民税（特別徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）の納付ができますが、令和6年度から市県民税（普通徴収）と国民健康保険税（普通徴収）が取扱対象に加わります。詳しくは、後日、市ホームページでお知らせします。

納税証明書の発行

市で納付の確認が取れるまで2週間程度掛かります。納付後すぐに「納税証明書」が必要なときは、市税等セルフレジやコンビニ納付を利用し、発行される領収書を税務課または長沼・岩瀬各市民サービスセンターにお持ちください。なお、口座振替の場合は、通帳を記帳の上、窓口にお持ちください。

各納付方法・利用できる金融機関など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市税の納付

納期を過ぎると

督促状の送付 滞納すると督促状が送付され、延滞金が増算されることがあります。財産の差し押さえ 督促状を送付しても納付されないときは、各種財産の調査を行い、財産（預金・給与・不動産など）の差し押さえを行います。

市税などは納期内に自主的に納付するのが原則です。やむを得ない事情があり、納期限までに納付できないとき

休日納税窓口をご利用ください

平日に来庁できない人などの納付や相談を日曜日に受け付ける「休日納税窓口」を開設しています。

日時 毎月最終日曜日 午前9時～午後4時

※4月は21日（日）、12月は22日（日）に開設

場所 収納課

令和6年度 市税等納期カレンダー

納期限・ 口座振替日 税目など・ 問い合わせ先	令和6年										令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	4月30日	5月31日	7月1日	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日	12月2日	12月25日	1月6日	1月31日	2月28日	3月31日
市県民税（普通徴収） 税務課 ☎(88)9124			全期・1期		2期		3期				4期		
固定資産税・都市計画税 税務課 ☎(88)9125		全期・1期		2期					3期			4期	
軽自動車税（種別割） 税務課 ☎(88)9124		全期											
国民健康保険税（普通徴収） 保険年金課 ☎(88)9136				全期・1期	2期	3期	4期	5期	6期		7期	8期	
後期高齢者医療保険料（普通徴収） 保険年金課 ☎(88)9137					1期	2期	3期	4期	5期		6期	7期	
介護保険料（普通徴収） 長寿福祉課 ☎(88)8117				1期	2期	3期	4期	5期	6期		7期	8期	
住宅使用料 建築住宅課 ☎(88)9152	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分		12月分	1月分	2月分	3月分
児童クラブ保育料 こども課 ☎(88)8114 保育料・認定こども園保育料 こども課 ☎(88)8124	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分		12月分	1月分	2月分	3月分
預かり保育料・ 延長保育料・ こども園時間外保育料 こども課 ☎(88)8124	3月分	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分		11月分	12月分	1月分	2月分
下水道受益者負担金（分担金） 経営課 ☎(88)9158				全期・1期			2期		3期			4期	
特定地域戸別合併処理 浄化槽使用料 経営課 ☎(88)9158	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分		12月分	1月分	2月分	3月分
休日納税相談窓口	4月21日	5月26日	6月30日	7月28日	8月25日	9月29日	10月27日	11月24日		12月22日	1月26日	2月23日	3月30日

普通自動車の手続きは3月31日（日）まで！

普通自動車を譲渡や廃車したときは、3月31日までに手続きが終了しないと、自動車税種別割が課税されます。

廃車や譲渡の問い合わせ 東北運輸局福島運輸支局（福島市吉倉字吉田54）☎050(5540)2015

自動車税種別割の問い合わせ 県中地方振興局県税部（郡山市麓山一丁目1-1）☎024(935)1261

注意事項 廃車の手続きなどを依頼したときは、手続きが済んでいることを依頼先に必ず確認してください。

その他

▶転居したときは、車検証の住所変更の手続きをしてください

▶自動車税種別割を納めたときに交付される領収証書と納税証明書は、車検や廃車するときなどに必要となる場合がありますので、大切に保管してください。また、リサイクル券（廃車するときまで）も大切に保管してください

☎税務課 ☎(88)9124

すかがわ 俳句シリーズ No.4

俳句に関する情報をシリーズでお知らせします。
☎文化振興課 ☎(88)9172

俳句軒行灯

「東風の香そ猶かけまくも垣隣」
市を代表する俳人で、松尾芭蕉との交流も深かった、相楽等躬が詠んだ句です。優しい風が隣の垣を越えて春の香りを運んでくる様子が浮かんできます。

等躬宅があった本町を中心とする地区には、芭蕉や等躬をはじめとした須賀川ゆかりの俳人たちの句が記された軒行灯が100基もあります。

軒行灯のある街並みは「俳句のまちすかがわ」を感じさせます。夜に灯りが灯ると風情が増し、暖かくなる季節のそぞろ歩きにぴったりです。

皆さんもお気に入りの俳句を探しながら、街歩きをしてみませんか？

等躬の句が記された軒行灯

すかがわ絵地図